

## 平成 31 年度 広島県立大崎海星高等学校 入学者選抜(Ⅱ)実施要項

〒725-0301 広島県豊田郡大崎上島町中野 3989-1  
TEL : (0846)64-3535 FAX : (0846)64-3537  
<http://www.osakikaisei-h.hiroshima-c.ed.jp/>

### 1 選抜の趣旨及び方針

「平成 31 年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針」及び「平成 31 年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校の入学者選抜を行う。

### 2 課程, 学科, 定員, 通学区域及び全国募集

課 程	学 科	定 員	通学区域及び全国募集
全日制	普通科	入学定員40人から、選抜（Ⅰ）に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数	通学区域は広島県一円とする。 また、特定校として全国から募集を行う。

※ 特定校として、全国から募集を行う。その人数は定員のうち若干名とする。

### 3 教育課程

生徒の進路希望に応じて、文科系、理科系の進学に必要な教育課程を中心として、就職するために必要な選択科目を履修することができる。

### 4 出願資格

次の（１）から（５）までのいずれかに該当する者が出願できる。

- （１）中学校を卒業した者
- （２）平成 31 年 3 月に中学校を卒業する見込みの者
- （３）学校教育法施行規則（以下「施行規則」とする。）第 95 条各号のいずれかに該当する者
- （４）平成 31 年 3 月に施行規則第 95 条第 1 号又は第 2 号に規定する課程を修了する見込みの者
- （５）日本国内において、外国人学校の教育により 9 年の課程を平成 31 年 3 月 31 日までに修了又は修了する見込みの外国人で平成 31 年 3 月 31 日までに満 15 歳以上に達する者

### 5 出願

#### （１）方式

ア 志願者は全国から出願することができる。

イ 志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、選抜（Ⅱ）と同日に実施する帰国生徒等の特別入学に関する選抜及び特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

#### （２）期間

ア 入 学 願 書 平成 31 年 2 月 13 日（水）から 2 月 18 日（月）正午まで  
郵便により提出する場合には、志願者名簿 1 部を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、2 月 15 日（金）までに必着するよう提出すること。

イ 入学者選抜願 平成 31 年 2 月 20 日（水）から 2 月 22 日（金）正午まで  
郵便による提出は、志願変更を全く行わない場合にのみ認める。その場合においては、受検票を返送するための封筒（簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。）を同封の上、簡易書留郵便により、2 月 21 日（木）までに必着するよう提出すること。

ウ 調 査 書 等 平成 31 年 2 月 20 日（水）から 2 月 25 日（月）正午まで  
郵便による提出は、志願変更を全く行わない場合にのみ認める。その場合においては、簡易書留郵便により、2 月 22 日（金）までに必着するよう提出すること。

受付時間は 9 時から 16 時まで（12 時から 13 時を除く。）、最終日は 9 時から正午までとする。

なお、いずれの場合も、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

### (3) 手続

#### ア 志願者

(ア) 志願者は、次の a 及び b の書類に必要事項を記入し、a から c までの書類等を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後 5 年を超える者については、a の書類及び卒業証明書を(2)のアの期間内に、b 及び c の書類等を(2)のイの期間内に、本校校長に直接持参により提出するものとする。

a 入学願書(様式第 1 号)

b 入学者選抜願(様式第 2 号)及び受検票(様式第 3 号)

c 入学者選抜料(2,200 円)

(納付済の「(全日制)広島県立高等学校入学者選抜料領収控」(領収印のあるもの)を入学者選抜願(様式第 2 号)の所定欄に貼る。)

(イ) 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

a 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第 4 号)を平成 30 年 12 月 3 日(月)までに広島県教育委員会に提出し許可を得る。

b a 以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第 4 号)を入学者選抜願に添付する。

(ウ) 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書(様式第 18 号)を本人が記入し、提出することができる。

なお、中学校卒業見込者及び卒業後 5 年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。中学校卒業後 5 年を超える者については、入学者選抜願とともに、(2)のイの期間内に本校校長に直接持参により提出するものとする。

(エ) 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学者選抜願に添付すること。

#### イ 出身中学校長

(ア) 出身中学校長は、次の a 及び b の書類を(2)のアの期間内に、c の書類等を(2)のイの期間内に、本校校長にそれぞれ提出する。

なお、提出にあたっては、志願者の提出した a 及び c の書類の記載事項等に誤りのないことを確認すること。

a 入学願書(様式第 1 号)

b 志願者名簿(様式第 13 号) 2 部

c 入学者選抜願(様式第 2 号)及び受検票(様式第 3 号)

(入学者選抜料(2,200 円)を納付していることを確認すること。)

(イ) 出身中学校長は、次の a から c までの調査書等を作成し、(2)のウの期間内に本校校長に提出する。ただし、平成 30 年 3 月以前の卒業生については、b 及び c の書類は提出しなくてよい。

a 施行規則第 78 条の規定による志願者の調査書(様式第 8 号)

b 第 3 学年の全学級の評定(成績評点)一覧表(様式第 10 号)

c 評定(成績評点)集計表(様式第 12 号)

(ウ) 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに、(2)のウの期間内に本校校長に提出する。

(エ) 県外からの志願者については、様式第 8 号に記載する内容をすべて含む場合に限り、出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書等の様式によって提出することができる。

### (4) 志願者数の公表

次の志願者数の公表を本校の玄関への掲示及び本校ホームページへの掲載により行う。

ア 2 月 18 日(月) 正午現在の志願者数を同日 16 時に公表する。

イ 2 月 20 日(水) 16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、2 月 21 日(木) 16 時現在の志願者数を同日 16 時 30 分に、2 月 22 日(金) 正午の志願者数を同日 16 時にそれぞれ公表する。

(5) 県外等からの出願

ア 広島県教育委員会の許可を必要とする場合

(ア) 次の a から d までのいずれかに該当する者は、入学願書提出前に、広島県教育委員会に必要書類を提出し、県外等からの出願許可を受けなければならない。

- a 広島県立高等学校学則第 13 条第 4 項の規定により県立高等学校（全国から募集を行う県立高等学校（特定校）を含む）を志願する者。
- b 出願時において、保護者の住所が広島県外にある者（海外居住者を含む。）で、入学許可までに、広島県内に保護者が居住する予定の者。
- c 4 の（5）により出願する者。
- d その他 b に準ずる者。

(イ) 提出書類

「平成 31 年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」別表第 1（P95）による。

(ウ) 提出期間

平成 30 年 12 月 13 日（木）から平成 31 年 1 月 8 日（火）正午まで

（ただし、日曜日、土曜日、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日の期間を除く。）

なお、郵便により提出する場合には、簡易書留郵便により、1 月 7 日（月）までに必着するよう提出すること。また、志願者は郵送後、電話により速やかに広島県教育委員会に郵送した旨の連絡を行うこと。

(エ) 県外等からの出願許可願の提出先

〒730-8514

広島市中区基町 9-42

広島県教育委員会事務局教育部高校教育指導課

(オ) その他

(ウ) の提出期限後に、保護者の転勤が生じた、又は本校への出願を希望することとなったため、広島県教育委員会の県外等からの出願許可が必要となる志願者は、(ウ) の提出期限を 2 月 15 日（金）正午までとし、入学願書等の提出期限は 2 月 22 日（金）正午までとする。

イ 広島県教育委員会の許可を必要としない場合

保護者が既に（平成 31 年 2 月 13 日（水）現在）単身赴任などで広島県内に居住し、入学後も保護者の住所に変更がない場合は、出身中学校長意見書（様式第 31 号）、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付して、入学願書受付期間内に本校校長に提出すること。

ウ 県外等からの出願許可を受けて選抜（Ⅰ）を受検し、入学許可内定者とならなかった者が、選抜（Ⅱ）を受検する場合の県外等からの出願に係る取扱いは次のとおりとする。（ただし、選抜（Ⅰ）で県外等からの出願許可を受けた際の住所を変更する場合は、2 月 12 日（火）正午までに必要書類を広島県教育委員会に提出し、改めて広島県教育委員会の許可を受けなければならない。）

(ア) 選抜（Ⅰ）で本校に出願していた場合

選抜（Ⅱ）の出願書類を持参した者を通して、志願者が選抜（Ⅰ）で県外等からの出願許可を受けている旨を本校校長に申し出る。郵便により提出する場合にあっては、出身中学校長は電話によりその旨を本校校長に申し出る。

(イ) 選抜（Ⅰ）と異なり、本校に出願する場合

県外等からの出願許可書の写しを入学願書に添付して、入学願書受付期間内に本校校長に提出する。

(6) 志願変更

志願者は、1 回に限り志願した高等学校、課程又は学科の志願変更を次により行うことができる。なお、入学願書の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科に再び出願することはできない。また、入学者選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。

中学校卒業後 5 年を超える者については、次のイの手続きは、出身中学校長を経由せずに行うこととする。

ア 期間

次の期間内に入学願書の取下げ及び再提出を行う。

平成 31 年 2 月 20 日（水）から 2 月 22 日（金）正午まで

受付時間は、9 時から 16 時まで（12 時から 13 時を除く。）、最終日は 9 時から正午までとする。郵便による取下げ（本校からの返却）及び再提出はできない。

イ 手続

(ア) 志願者

- a 志願変更を希望する者は、志願変更願（様式第 19 号）に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出する。

- b 再提出をする者は、出身中学校長を経由して返却された入学願書の高等学校名等変更すべき箇所を訂正（朱書）し、（3）のアの手續に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

(イ) 出身中学校長

- a 出身中学校長は、志願者から提出された志願変更願の記載事項に誤りがないことを確かめて、本校校長にこれを提出し、志願変更をする者の入学願書を受け取り、志願変更をする者に返却する。
- b 出身中学校長は、再提出された入学願書を（3）のイの手續に準じて、所定の期間内に本校校長に提出する。

## 6 選抜

### (1) 一般学力検査

- ア 一般学力検査は、志願者全員に対して行う。各教科 50 点満点とする。
- イ 実施期日、教科及び時間割等

平成 31 年 3 月 6 日（水）			平成 31 年 3 月 7 日（木）		
時 限	時 刻	検査教科等	時 限	時 刻	検査教科等
	9:00～ 9:20	集合・点呼・諸注意		8:50	検査場の各自の席に着席。点呼・諸注意
第 1 時限	9:30～10:20	国 語	第 1 時限	9:00～ 9:50	理 科
第 2 時限	10:40～11:30	社 会	第 2 時限	10:10～11:00	英 語
第 3 時限	11:50～12:40	数 学	第 3 時限	11:20～	面 接

(注) 3月6日（水）は、8時50分には登校し、掲示（注意事項等）を見ておくこと。

- ウ 一般学力検査及び面接の受検場所は、本校とする。

### (2) 面接

- 受検者全員に対して、面接を3月7日（木）11時20分から行う。
- 面接における評価項目については次のとおりとし、配点は60点とする。
- ア 志望の理由及び高校生活の展望が明確である。
- イ 高校卒業後の将来展望が明確である。
- ウ 中学校生活の振り返りが明確にできている。
- エ 礼儀、ルールに対する意識が高校生活を送るうえで適切である。

### (3) 携行品

- 検査当日は上履きを持参すること。
- 検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、定規（分度器のついたもの、三角定規は不可）、筆入れ、時計（計算機能又は英和和英機能付きのもの等は不可）のほかは携行できない。また、これらについても、検査問題の解答上有利と考えられるものは使用できない。
- 万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には不正行為とみなす。

### (4) 合格者の決定

- 調査書、一般学力検査及び面接の結果を総合的に判断して、合格者を決定する。なお、志願者から自己申告書（様式第18号）が提出された場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

### (5) やむを得ない事由による欠席者の取扱い

- 検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜（Ⅱ）を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当し、本校校長が審査し正当と認められた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事 由
大規模災害による罹災等	○検査当日の風水震災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○学校保健安全法施行規則第 18 条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

- なお、大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書により確認する。

### ア 手續

「平成 31 年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す必要な手続きを平成 31 年 3 月 8 日（金）

正午までに行うこと。

イ 選抜

(ア) 検査方法 小論文及び面接

(イ) 実施期日 平成31年3月12日(火)

(ウ) 集合及び検査時間割

時 限	時 刻	検査等
	9:00～ 9:20	集合・点呼・諸注意
第1時限	9:30～10:30	小論文
第2時限	10:45～	面接

(エ) 検査場所 本校

(オ) 携行品 a 追検査受検承認(不承認)通知書(様式第22号)

b 選抜(Ⅱ)における携行品

ウ 合格者の決定

調査書及び検査等の結果によって総合的に判断して決定する。なお、自己申告書が提出されている場合は、これを選抜資料に加えて、総合的に判断して決定する。

## 7 合格者の発表

(1) 日時

3月14日(木)10時に本校玄関前及びホームページにより行う。(電話による問い合わせには応じない。)

(2) 合格通知書

出身中学校長を経由(中学校卒業後5年を超える者を除く。)して合格者本人に合格の通知をする。合格通知書を受けとった者(選抜(Ⅰ)に係る入学確約書を提出した者を除く。)は、3月15日(金)15時までに請書又は辞退届を本校校長に提出しなければならない。この日時までに提出がない場合は、入学の意思がないものとして取り扱う。

(3) 繰上げ合格の実施

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で、繰上げて合格者を決定する場合がある。なお、その場合には、3月15日(金)16時までに、出身中学校長を経由(中学校卒業後5年を超える者を除く。)して受検者本人に連絡する。

## 8 選抜(Ⅱ)における学力検査の結果及び調査書の評定に係る簡易開示

(1) 開示対象

選抜(Ⅱ)における学力検査の結果及び調査書の評定

(2) 開示内容

ア 一般学力検査における各教科の得点及び合計

イ 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

(3) 開示請求対象者

選抜(Ⅱ)の受検者のうち不合格者(本人及びその法定代理人)

(4) 本人等であることの確認

「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」別表第2(P96)に示す書類の提示により確認する。

なお、受検票は本人を確認する書類のひとつとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

(5) 開示期間

平成31年3月25日(月)から4月24日(水)までとする。(ただし、日曜日、土曜日及び本校が定める振替休日等を除く。)

受付時間は9時から16時までとする。(ただし、12時から13時までを除く。)

(6) 開示場所

本校(受付窓口は事務室)

(7) 開示手続

請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、本校において口頭で開示の請求をする。

#### 9 帰国生徒等の特別入学に関する選抜

入学の定員は2人以内とする。なお、出願資格、出願方法等については、「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」による。

#### 10 選抜（Ⅲ）（二次募集）

選抜（Ⅲ）実施の有無については、平成31年3月18日（月）10時に本校玄関に掲示する。なお、実施する場合は、「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」に基づいて実施する。